

令和 7 年

議会運営委員会記録

令和 7 年 8 月 21 日

和光市議会

議会運営委員会記録

◇開会日時 令和7年8月21日（木曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時33分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	吉田武司	議員	副委員長	伊藤妙子	議員
委員	菅原満	議員	委員	鎌田泰春	議員
議長	小嶋智子	議員	副議長	待鳥美光	議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市長	柴崎光子	企画部長	加山卓司
総務部長	松戸克彦	企画部審議監 兼次長兼 秘書広報課長	茂呂あかね
総務部次長兼 総務課長	野中大介		

◇事務局職員

議会事務局長	亀井義和	議事課長	工藤宏
議事課長補佐	平川一朗	統括主査	秋元佑介
主任	小林巖		

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和7年和光市議会9月定例会の会期日程等について
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
今後の日程について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員外議員の発言は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和7年9月定例会の開会に先立ちまして、大変お忙しい中、またそして暑い中、議案説明の時間を頂戴しましてありがとうございます。

今定例会につきましては、8月26日に開会すべく、18日に招集告示をさせていただいたところです。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が2件、指定管理者の指定が4件、条例の一部改正が6件、市道路線の認定が1件、補正予算が6件、歳入歳出決算の認定等が7件の合計28件の審議をお願いするものとなっております。

詳細につきましては、総務部長から順次説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。 (午前 9時31分 休憩)

再開します。 (午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和7年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、今後の日程について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付しておりますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和7年和光市議会9月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案26件です。

提出議案の説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、本会議に提出する議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第5号、継続費の精算報告について説明いたします。

令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した酒井浄水場排水ポンプ盤更新事業について、継続費に係る継続年度が終了し事業が完成したので、地方公営企業法施行令の規定により報告するものです。

次に、報告第6号、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により監査委員の意見をつけて報告するものです。

次に、議案第49号、和光市教育委員会教育長の任命について説明いたします。

和光市教育委員会教育長の石川毅氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第50号、和光市監査委員の選任について説明いたします。

和光市監査委員の山田史明氏の任期が令和7年11月30日をもって満了となるため、新たに光實圭一氏を和光市監査委員に選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第51号、北エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第52号、中央エリア和光市学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第53号、南エリア和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定については、関連がありますので、一括で説明いたします。

市内全エリアの児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年度から令和12年度までの各施設の管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第54号、和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市アーバンアクア公園の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年度から令和12年度までの管理を行わせる指定管理者として、和光スポーツパーク共同事業体を指定したいので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第55号、和光市行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、行政手続法が改正されることに伴い所要の改正を行うため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第56号、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

地方公共団体情報システム標準化において住登外者宛名番号管理機能を実装すること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備等を行うため、地方自治法の規定

によりこの案を提出するものです。

次に、議案第57号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第58号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、さきに専決処分を行った改正以外について関連規定を整備したいので、地方税法及び地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第59号、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を助成対象に加えるため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第60号、和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和6年能登半島地震において、排水設備の復旧が遅れる事態が生じたことを踏まえ、災害等非常時における復旧工事が円滑に実施できるよう、本市以外で指定した下水道工事店による施工も可能にするため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第61号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地及び越後山土地区画整理事業地区内の帰属された道路用地を和光市道として認定するため、道路法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第62号、令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億7,850万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ355億3,662万4,000円とするものです。

初めに、歳出については、自動運転サービス導入に係る車両購入費等を計上するほか、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に要する費用を減額するなどしております。

次に、歳入については、自動運転サービス導入費用に対する国庫補助金等を計上するほか、令和6年度決算額の確定に伴い、前年度歳計剩余金を増額するなどしております。

次に、議案第63号、令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,290万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億8,126万6,000円とするものです。

初めに、歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金を増額するほか、国民健康保険の資格喪失に伴う保険税還付のため、過誤納還付金を増額し、さらには令和6年度事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すための増額をしております。

次に、歳入については、令和6年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第64号、令和7年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,683万6,000円とするものです。

初めに、歳出については、令和6年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料を増額するほか、令和6年度決算額の確定に伴い、預金利子を一般会計に繰り出すための増額をしております。

次に、歳入については、令和6年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。

次に、議案第65号、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,749万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億3,474万5,000円とするものです。

初めに、歳出については、令和6年度の保険給付費や地域支援事業費、低所得者軽減負担金等の実績が確定したことに伴い、国・県支払基金の負担金等の返還及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金等を増額するものです。

次に、歳入については、令和6年度決算額が確定したことに伴い、国・県などにそれぞれの追加交付分を計上するほか、前年度歳計剰余金を増額補正するものとなっております。

次に、議案第66号、令和7年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6億2,466万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,468万6,000円とするものです。

初めに、歳出については、区画整理事業費では、移転補償費において移転物件の増加及び資材単価等の高騰により増額補正するものです。また、市債利子償還について、償還金の借入利率が確定したことから、増額するものです。

次に、歳入については、国庫支出金において社会资本整備総合交付金の交付決定、県支出金において埼玉県土地区画整理事業県道整備費補助金の交付決定により、国庫支出金、県支出金をそれぞれ減額するものです。

また、繰入金においては、歳入歳出の増額に併せて一般会計繰入金を増額するほか、繰越金においては令和6年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剩余金を増額するものです。

市債においては、公共事業等債の減額及び起債対象事業の変更により、地方道路等整備事業債を増額するものです。

次に、議案第67号、令和7年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第2条の業務の予定量に定めた末端監視装置更新事業2億2,990万円を1億8,790万円に改めるものです。

次に、既定予算第3条に定めた収益的収入の営業外収益を407万5,000円減額し、収益的収入の総額を19億357万9,000円に改めるものです。

次に、既定予算第4条に定めた資本的収入の企業債を4,500万円減額し、資本的収入の総額を2億3,440万9,000円に改め、資本的支出の建設改良費を5,388万1,000円、企業債償還金を1,863万3,000円それぞれ減額し、資本的支出の総額を10億9,213万5,000円に改めるものです。

今回の補正予算では、工事に要する費用の減額のほか、遡次繰越に伴い未執行となった企業債に関連する項目などを改めるものです。

次に、議案第68号、令和6年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、令和6年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案については一括して説明いたします。

それぞれの議案については、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものです。

初めに、議案第68号、令和6年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書を御覧ください。

決算書の26ページとなります。

決算額は、歳入総額364億6,287万791円、歳出総額335億923万5,007円となり、前年度と比較して、歳入は3,038万7,721円、0.1%の増加、歳出は3億4,513万6,368円、1.0%の減少となっています。その結果、歳入歳出差引額は29億5,363万5,784円で、翌年度に繰り越すべき財源9,509万7,850円を控除しますと、実質収支額は28億5,853万7,934円で、前年度比較では4億2,957万6,039円の増加となります。

次に、議案第69号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

32ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額67億6,974万9,462円、歳出総額64億684万899円となり、前年度と比較して、歳入は5,526万7,204円、0.8%の減少、歳出は6,338万2,860円、1.0%の減少となっています。

その結果、歳入歳出差引額は3億6,290万8,563円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では811万5,656円の増加となります。

次に、議案第70号、令和6年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

36ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額10億1,568万5,214円、歳出総額10億1,481万4,184円となり、前年度と比較して、歳入は1億1,258万4,363円、12.5%の増加、歳出は1億1,337万1,585円、12.6%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は87万1,030円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では78万7,222円の減少となります。

次に、議案第71号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

42ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額52億3,231万3,433円、歳出総額50億8,017万695円となり、前年度と比較して、歳入は5億4,680万117円、11.7%の増加、歳出は5億6,195万1,156円、12.4%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は1億5,214万2,738円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では1,515万1,039円の減少となります。

次に、議案第72号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

46ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額11億6,554万3,291円、歳出総額11億192万2,712円となり、前年度と比較して、歳入は7,719万5,835円、6.2%の減少、歳出は1億1,534万3,398円、9.5%の減少となっております。その結果、歳入歳出差引額は6,362万579円で、翌年度に繰り越すべき財源2,316万3,000円を控除しますと、実質収支額は4,045万7,579円で、前年度比較では1,774万1,429円の増加となります。なお、主要な施策の成果と予算執行の実績につきましては、別冊の報告書のとおりとなっております。

次に、議案第73号、令和6年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

収益的収入及び支出では、収入決算額は16億1,086万1,207円で、支出決算額については14億7,867万4,169円となりました。資本的収入及び支出では、収入決算額は600万999円で、支出決算額については4億8,755万1,901円となりました。このため当年度は9,106万1,112円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は1億6,419万6,216円となりました。

次に、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から1億5,883万6,731円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

次に、議案第74号、令和6年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定について説明いたします。

収益的収入及び支出では、収入決算額は12億978万6,987円で、支出決算額については11億5,513万7,073円となりました。資本的収入及び支出では、収入決算額は4,492万3,500円で、支出決算額については3億4,375万6,723円となりました。このため、当年度は5,100万7,931円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は7,872万2,317円となります。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。 (午前 9時56分 休憩)

再開します。 (午前 9時57分 再開)

まず、議案の先議についてです。

報告第5号及び第6号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第49号及び第50号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、第51号から第74号までの議案、各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思います。なお、決算に関わる総括質疑及び委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に提出されたものについて、陳情2件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 今回郵送で提出された陳情は、令和7年8月13日受理の地方消費者行政の維持強化のため、国の財政支援の動向と国に対する要望意見書の採択のお願い（再）、以上1件でございます。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がございませんので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。

質問時間については、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は25日間とし、常任委員会を7日間で、第7日及び第23日に予算決算常任委員会を開催し、決算の議案がありますので、第8日、第9日、第10日、第11日、第14日の5日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目から各日4人といたしたいと思います。

なお、8月27日、水曜日、28日、木曜日、29日、金曜日、9月16日、火曜日は調査休会、8月30日、土曜日、31日、日曜日、9月6日、土曜日、7日、日曜日、13日、土曜日から15日、月曜日を休日休会、18日、木曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は8月28日、木曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。

緑風会から1件、公明党から1件、合計2件の意見書案が提出されています。意見書案の概要について、提出会派より説明願います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 それでは、緑風会から、今回意見書案を出させていただきました。内容について説明をさせていただきます。

近年、この地域、近隣でも川口市、戸田市と焼却場でリチウム蓄電池を原因とする火災などが起きています。また、和光市においても収集運搬車の火災も起きております。そして、和光市の焼却場についても、もうかなり前になるんですけども、破碎施設のところで火災があつて、その火災により破碎施設が稼働していないという状況になっております。また、今後、朝霞和光資源循環組合で焼却場の建設等があり、このような事故が起きないようにということで、国に改めて要望をして、蓄電池等の処理について、しっかりとやっていきたいということで意見書案を出させていただきます。

それでは、提出した書類を読ませていただき、提案説明とさせていただきます。

リチウム蓄電池等の適正処理の更なる推進を求める意見書（案）。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下リチウム蓄電池等という）に起因する火災事故等が頻繁に発生している。火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両への被害に加え、作業員に危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、地域の生活環境保全に支障を及ぼす上、施設復旧や他自治体への廃棄物処理委託などに多額の経費を要することになる。リチウム蓄電池等の適正処理は、重要かつ喫緊の課題といえる。

リチウム蓄電池を含む小型充電式電池は、拡大生産者責任（EPR）の考え方に基づく資源の有効な利用の促進に関する法律により、製造事業者等による自主回収と再資源化が行われている。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村は当該市町村で発生する全ての一般廃棄物について適正処理を確保する必要があり、家庭から排出されたリチウム蓄電池等についても同様である。

国は、これまで各市町村で実施されている対策事例等を取りまとめるなど、リチウム蓄電

池等の適正処理について情報提供を行っている。また、令和7年4月には、改めてリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策を取りまとめて通知を発出しており、市町村は家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある。リチウム蓄電池等は市町村における分別・回収のみならず、製造・販売、消費、循環的利用を含む各段階において、再資源化を念頭に置いた適正処理を要する製品であるといえる。

よって、国においてはリチウム蓄電池等の適正処理を更に推進するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、消費者に対し、リチウム蓄電池等の購入、使用、分別・回収に関して、火災事故などの危険性や再資源化を踏まえた適正な廃棄方法について、周知・啓発を徹底すること。

2、市町村におけるリチウム蓄電池等の分別・回収、保管、再資源化を含めた適正処理につき、さらなる技術的・財政的支援を行うこと。

3、製品の製造から回収・再資源化に至る各段階において、耐久性の向上、適正処分困難化の防止、自主回収、循環的利用を中心とした適正処理など、拡大生産者責任（EPR）に基づく事業者の活動が促進されるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案説明は以上です。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）につきまして、公明党会派を代表しまして御説明申し上げます。

本意見書案は、消費者被害の未然防止と救済を担う地方消費者行政の持続的な推進に向け、国に対して必要な財政的・制度的措置を求めるものであります。

ここで、意見書案を朗読させていただきます。

内閣総理大臣 石破茂殿。

総務大臣 村上誠一郎殿。

内閣府特命担当大臣 伊東良孝殿。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書案。

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよ

う雇用形態や待遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O—NET）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府は次の措置を行うよう強く要望する。

記

一、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

一、消費生活相談員の安定的な確保と待遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。

一、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上が説明となります、公明党会派といたしまして、この地域住民の安全・安心な消費生活を守るため、地方消費者行政の充実強化が不可欠であると考えております。何とぞ各委員様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 この意見書案の調整のため、9月1日、月曜日の議会運営委員会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、意見書案については、予算決算常任委員会終了後に議会運営委員会を開催したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、意見書案の調整が整った場合は、9月11日、木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう、御留意願います。

以上で、令和7年和光市議会9月定例会の会期日程についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

まず、11月1日発行予定の議会だよりNo.130について、事務局から説明があります。
工藤議事課長。

○工藤議事課長 市議会だよりNo.130、令和7年11月号の掲載内容について御説明いたします。
なお、内容は昨年11月号の市議会だよりを参考にしております。

掲載内容は、令和6年度の決算審査について、9月定例会の主な議案、議会報告会開催のお知らせ、市政に対する一般質問ダイジェスト、トピックスとして、8月4日開催、第5回議長会議員研修会、常任委員会の審査、議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障がいのある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細につきましては、9月定例会閉会日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、10月3日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、10月8日開催の議会運営委員会で確定する予定でございます。

○吉田武司委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。
議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、今後の日程について、前回の議会運営委員会で継続して協議するものの優先順位について各会派に持ち帰っての検討を依頼しております。本日はお手元に各会派から提出されたものを配付しておりますので、この内容について、9月26日、金曜日の議会運営委員会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

前回までの協議で、実施日時と決算審査の概要報告及び意見交換会を行うことを決定しております。

まず、前回までの協議内容を踏まえて作成した開催要領（案）をお手元に配付しておりますので、事務局から説明願います。

秋元議事課統括主査。

○秋元議事課統括主査 それでは、お手元に配付しております和光市議会報告会開催要領（案）を御覧ください。

この開催要領（案）は、今年4月に開催した議会報告会の開催要領に前回までの協議内容を反映したものになります。ほとんどが4月の開催要領と同じですので、変更した部分などを中心に御説明いたします。

まず、1ページ目は、2、内容と4、開催日時及び場所を変更しております。

2、内容につきましては、（1）議会報告を令和6年度決算の審査概要の報告に変更しており、（2）市民との意見交換会、テーマにつきましては未定となっております。

4、開催日時及び場所につきましては、（1）開催日時は令和7年11月7日、金曜日、議員集合を午後1時、受付を午後1時30分、開会を午後2時としており、所要時間は2時間程度しております。（2）場所は、和光市役所議事堂3階全員協議会室ほかとしております。

続きまして、2ページ目です。

こちらの2ページ目につきまして、変更点はございませんが、7、役割分担につきまして、グレーで色分けをしておりますが、こちらの担当者は4月の担当者のままになっております。今後、こちらの担当者につきましても御協議いただければと考えております。

続きまして、3ページ目になります。

3ページ目の変更箇所は、8、周知方法につきまして、アだけ変更しており、市議会だより掲載を8月1日発行市議会だより、また、11月1日発行市議会だよりに変更しております。

4ページ目、最後になりますが、こちらに変更点はございません。

以上が説明となります、意見交換会のテーマと役割分担につきましてはまだ決まっておりません。また、開催要領（案）につきましても、変更点がございましたら今後御審議いただければと考えております。

説明は以上となります。

○吉田武司委員長 ただいま開催要領（案）について説明がありましたが、各会派で御意見、御提案などをまとめていただき、9月26日の議会運営委員会で報告をお願いします。

議会報告会については以上となります。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

1、8月26日、火曜日、本会議終了後、全員協議会、自動運転サービス導入事業に係る令和7年度以降の事業計画（案）について、2、9月1日、月曜日、予算決算常任委員会終了後、議会運営委員会、意見書案について、3、9月11日、木曜日、本会議終了後、議会運営委員会、意見書（案）の確認について、4、9月19日、金曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、5、9月26日、金曜日、9時30分から議会運営委員会、議会改革について、6、10月3日、金曜日、9時30分から、議会だより編集事前打合せ2回目、7、10月8日、水曜日、9時30分から議会運営委員会、広報、議会だよりの編集、作成について、8、10月16日、木曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革、9、11月12日、水曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革、10、11月25日、火曜日、9時30分から、議会運営委員会、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和7年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、11、12月3日、水曜日、本会議終了後、議会運営委員会、意見書案について、意見書の提出等協議が必要な場合になります。12月11日、木曜日、本会議終了後、議会運営委員会、意見書（案）の確認について、意見書の提出等協議が必要な場合になります。13、12月23日、火曜日、9時30分から、議会運営委員会、議会改革。

以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

次に、その他として、議長から発言を求められています。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 連絡事項が3件ございます。

初めに、埼玉県市議会議長会からシェイクアウト埼玉、県内一斉防災訓練への参加のお願いが届いております。

本年も8月30日、土曜日から9月5日、金曜日の防災週間に、県内一斉シェイクアウト訓練を実施することとしておりますので、各会派ごとでも、それから個人でも結構ですので、チラシのQRコードにより申込みをしていただき、参加に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、各議員の委員会、本会議におけるパソコン等電子機器の持込みについてでございます。議会運営委員会において正式化しているところではございますが、複数の市民の方から御意見をいただいております。

内容といたしましては、本会議中に会議内容と関係のない作業やメールをしている姿が傍聴席から見受けられるところでございました。委員会、本会議におけるパソコン等電子機器の持込みと使用については、現在ルールは決めておらず、各議員のモラルと自覚にお任せしているところでございますが、こうした市民の方からの御意見を真摯に受け止めていただきたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、各会派に持ち帰って、御周知のほどよろしくお願いいいたします。

次に、既に議員間で情報の共有をしております市民の方から市長への提案として、議長の宗教行事への公務参加について、また、描写後の処理について御提案をいただいております。議会運営委員会にて協議をお願いしたいと存じますので、こちらについてもよろしくお願いいいたします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今のパソコン、ICT機器の委員会室、議場への持込みということで、基本的に、これは当時決めたとき、記録に残っていないとすればちょっと残念なんですけれども、基本的には、調査だとか審査に資するものということになっています。ですから、拡大して考えれば、いろいろと質疑、質問されている中の資料等をチェックするということは想定していました。そのときには、外部との連絡、メールなり通信機能というのは使わないようにしましょうという了解の下で、今、試行としてパソコンの持込みだとかということになっているので、その辺はやはり議員として、先ほど議長が言わされたように、会派で徹底されたほうがよろしいのかなというふうに考えます。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 今の件なんですけれども、会派に持ち帰って周知ということなんですが、無会派の方にも徹底が必要かと思いますので、その辺は議長のほうから無会派の方にもお伝えいただければ。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 無会派の方たちにも、きちんとこちらのほうから御連絡を差し上げたいと思います。

議長の宗教行事への公務参加、それから描写後の処理について御提案をお願いしたんですけども、会派に持ち帰ってくださいということで、今お願いさせていただいたんですが、各会派で御提案に対する御意見などをまとめていただきたいと思っております。9月26日の議会運営委員会で、会派でまとめたものを御報告いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどの宗教行事に関するもの、意見というのは、具体的に何をまとめればいいのかがちょっと私、把握できていなくて、どういった形、どういったものをまとめるという理解でしょうか。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 全員協議会のときに、この件については、議会で一度話し合いましたがいいのではないかというふうに前議長のほうからお話をありました。それを受け、市民の方からも、いつそういう話しを持つかどうかというような、それは必要なのではないかという御提案をいただいておりますので、会派のほうで話し合をしていただき、これについてどのような取扱いをしていくのか、こうというふうに余り範囲を決めてはおりません。これについてのお考えや今後どうしたらいいかなど、幅広く御意見等があれば集めたいと思っておりますので、これについてというふうに決めているわけではございませんので、全体的にということでお願いできればと思っております。

○吉田武司委員長 このことについては、市民からの市長への手紙で届いていて、議会でちゃんと協議をしろということがあったというふうに思っていますので、9月26日までにまとめていただいて、またそのときに協議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を開会します。

午前10時33分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司